

令和8年度

仕 様 書

業 務 名：（仮称）大麻町総合防災センター整備事業工事監理業務

鳴門市 市民環境部 市民協働推進課

監督員 主幹 日浦 秀和

仕 様 書

1. 総則

- (1) 受注者は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2) 発注者は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について受注者に委託する。
- (3) 受注者は、本業務を履行するにあたり、業務担当技術者を定めるものとする。また、受注者は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め発注者に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 受注者は工事監理にあたり、設計・施工内容上疑義が生じた場合は、直ちに市の監督員（以下「市監督員」という。）に通知し、市監督員及び市が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5) その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに発注者、受注者双方が協議して定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名：（仮称）大麻町総合防災センター整備事業工事監理業務
- (2) 業 務 箇 所：鳴門市大麻町板東
- (3) 履 行 期 間：契約書による
- (4) 業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
（仮称）大麻町総合防災センター整備事業	約15ヶ月	約1,290,000千円	

3. 業務内容

(1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成。
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾。
- ウ 設計変更が生じた場合の、市監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算。ただし、工事費の変更による委託料の額の変更は行わないものとする。なお、積算の内訳書等作成については、営繕積算システム(RIBC2)によるものとする。（ライセンス費は本業務に含む。）

(2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査。
- イ 契約の履行に関し、市監督員が工事請負業者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討。
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議。

- エ 関連する2以上の工事における工程等の調整。
- オ 市監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡。
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告。
- キ 対象工事の竣工検査及び中間前金払、部分払い検査に対する協力。
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から市監督員に提出される書類等の整理。
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成及び申請手続き。
- コ 工事定例会議の開催、会議の進行及び議事録の作成。
- サ 工事に関する官公署への提出書類（中間・完了検査）等の作成、及び申請手続き。（手数料含む）

4. 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

業務着手時に委託業務担当技術者選任届を提出すること。

(1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し（ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。）、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2) 主任担当技術者（1名以上）

主任担当技術者は工事について、その設計意図を充分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

5. 業務の処理要領

- (1) 発注者は市監督員を定め受注者に通知する。
- (2) 発注者は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく受注者にその内容を通知するものとする。
- (3) 受注者は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、市監督員の指示により直ちに提出するものとする。
- (4) 受注者は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により市監督員に報告するものとする。
- (5) 受注者の担当技術者と市監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務処理要領表」によるものとする。

なお、別表に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議のうえ実施するものとする。

- (6) 受注者は、発注者に下記の書類を提出するものとする。

なお、様式については発注者の指示によるものとする。

(ア) 着手時

- 業務委託履行計画承認申請書
- 委託業務担当技術者選任届
- 工事監理業務処理計画表

(イ) 各月末（翌月の7日までに提出）

- 工事監理状況報告書

(ウ) 部分払時

- 委託業務一部完了検査請求書
- 工事進行写真、監理日誌、監理状況写真、打合せ簿及び各種記録簿
- 工事出来高数量調書

(エ) 完了時

- 委託業務完了検査請求書

- 工事竣工及び完了写真、監理日誌、監理状況写真、打合せ簿及び各種記録簿
- 工事監理業務処理結果表

(オ) 随時

- 別表「工事監理業務処理要領表」で定められた報告書類
- その他必要な書類

6. 貸与品、その他

- (1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、市監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用する事ができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) この業務を行うに必要な業務資料は、貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。
- (3) 本書に記載のない事項は「建築工事監理業務委託共通仕様書」による。この場合「調査職員」を「監督員」と読み替える。

別表

工事監理業務処理要領表

処理区分 業務事項	業務担当技術者								市監督員					備考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
1. 書類関係														
工事施工計画(変更)承認申請書				○				○			○		○	
工事工程表				○				○			○		○	
現場代理人、主任技術・監理 技術者選任届				○				○			○		○	
電気保安技術者														
工事用電力設備保安責任者														
技能資格者証明				○				○			○			
施工体系図				○			△	○			○		○	
施工体制台帳				○			△	○			○		○	
材料承諾願				○			△	○			○		○	
工事カルテ				○				○			○		○	CORINS
官公署手続検査合格書	○			○				○			○		○	消防署、警察署 労基局、保健所 県土整備局等
工事部分払検査請求書				○				○			○		○	
工事施工報告書				○				○			○		○	
工事進捗状況報告書				○				○			○		○	
材料品検収願				○			△	○			○			出荷証明等
同等品使用願				○			○	○			○		○	
工事報告(進達質疑)書								○			○		○	
各種保険証				○				○			○		○	火災、建設工事

処理区分 業務事項	業務担当技術者								市監督員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
各種測定結果表				○				○			○			
事故報告書				○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○						○	○	△		○		○	
工期延伸願				○			△	○			○		○	
手直完了報告書				○				○			○		○	
工事竣工検査請求書				○				○			○		○	
完成図その他				○				○			○		○	保全資料、電子データ
工事写真				○				○			○		○	
2. 準 備														
敷地調査	○			○				○	△		○			
実施工程表		△	○					○		○				
総合施工計画書(仮設計画含む)		△	○					○		○				
施工図		△	○					○		○				
原寸図	○	△			○			○	△		○	△		
試験計画書		△	○					○		○				
機器製作図		△	○					○		○				
施工計画書		△	○					○		○				
3. 材 料														
調合表		△	○					○		○				
材料・製品		△	○		○			○		○				
材料・製品検査（試験）	△	△			○			○	△		○			
工場検査	△	△		○	△			○	△		○	△		

処理区分 業務事項	業務担当技術者								市監督員					備 考
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	処 理	
4. 施 工														
監督員事務所		△	○					○			○			
一工程の施工の確認	○	△	○	○	○			○	△	○	○	△		1 工程毎
工法提案						○		○			○			
ベンチマーク	○	△			○			○	△		△			
地縄張り	○	△			○			○	△		△			
遣り方	○	△			○			○	△		△			
墨出検査	△				○			○	△		△			
文化財発見	○			○				○	△		△			
根切り完了	△				○			○	△		△			
発生材処理	△			○				○	△		△			
地盤改良工事	○		○		○			○	△		△			
載荷試験	○				○			○	△		△			
鉄筋組立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
鉄筋超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
コンクリート工事	○		○		○			○	△		○			
鉄骨超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
鉄骨締付建方	○		○		○			○	△		○			
機器搬入取付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スリーブ配管、インサート取付等
設備機能試験	○				○			○	△		△			検査・調整含む

処理区分 業務事項	業務担当技術者								市監督員					備考
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	処理	
各種測定結果表				○				○			△			
施工見本	△		○	○				○	△	○				
仕上材、(色)の決定	○		○	○				○	△	○				
公害関係	○		○					○		○			○	
部分払検査	○				○			○	○			○	○	
官公署完了検査	○							○	△					
監理事務所竣工検査					○			○			○			
市民協働推進課検査	○											○	○	
竣工検査	○								○				○	
手直し検査	○			○	○			○	○		○	○	○	

凡例：△必要とする場合のみ

(注) 立会等用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による。
対象工事により必要となる業務事項を適用する

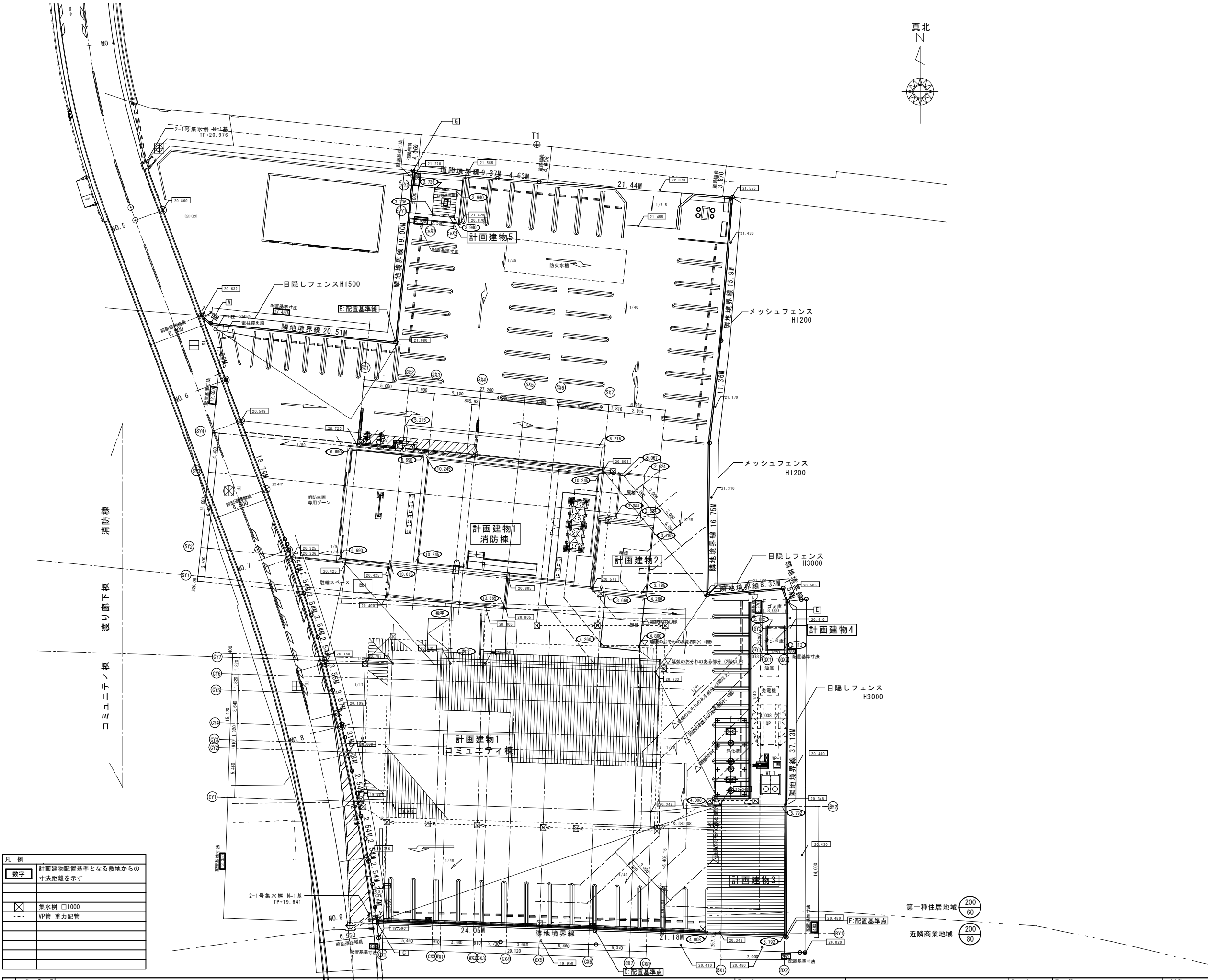
位置図

工事場所



出典：国土地理院ウェブサイト

「標準地図データ」（国土地理院）を基に鳴門市作成



凡 例	
数字	計画建物配置基準となる敷地からの寸法距離を示す
⊠	集水樹 □1000
---	VP管 重力配管

訂正	年 月 日	備 考
		数字 設計地盤面 TPを示す 1FL=TP+20.805
		数字 地盤面 (TP+20.540) との高低差を示す (m)
株式会社 サデザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大田登録第164276号 中野 和敬 東京都墨田区東平2-14-6 ロースビル3F TEL : 03-3626-8284 FAX : 03-3626-8289		

作 成	承 認	工事名称		設計NO	図面NO
R8_01_30		(仮称) 大塚町総合防災センター整備事業			A-014
発 行		図面名称	縮 尺	整理NO	実施設計図
R8_01_30		配置図	A1:1/200 A3:1/400		

配置基準
計画建物1
点Aと点Bを結んだ直線を基準線1とする
基準線1を南へ12,000mm平行移動した線をSY4通りとする
基準線1と直行し点Aを通る直線を基準線2とする
基準線2を東へ17,450mm平行移動した線をSX1通りとする

点Cと点Dを結んだ直線を基準線3とする
基準線3を北へ13,350mm平行移動した線をCY1通りとする
基準線3と直行し点Cを通る直線を基準線4とする
基準線4を東へ440mm平行移動した線をCX1通りとする

計画建物3
点Eと点Fを結んだ直線を基準線5とする
基準線5を西へ250mm平行移動した線をBX2通りとする
基準線5と直行し点Fを通る直線を基準線6とする
基準線6を北へ480mm平行移動した線をBY1通りとする

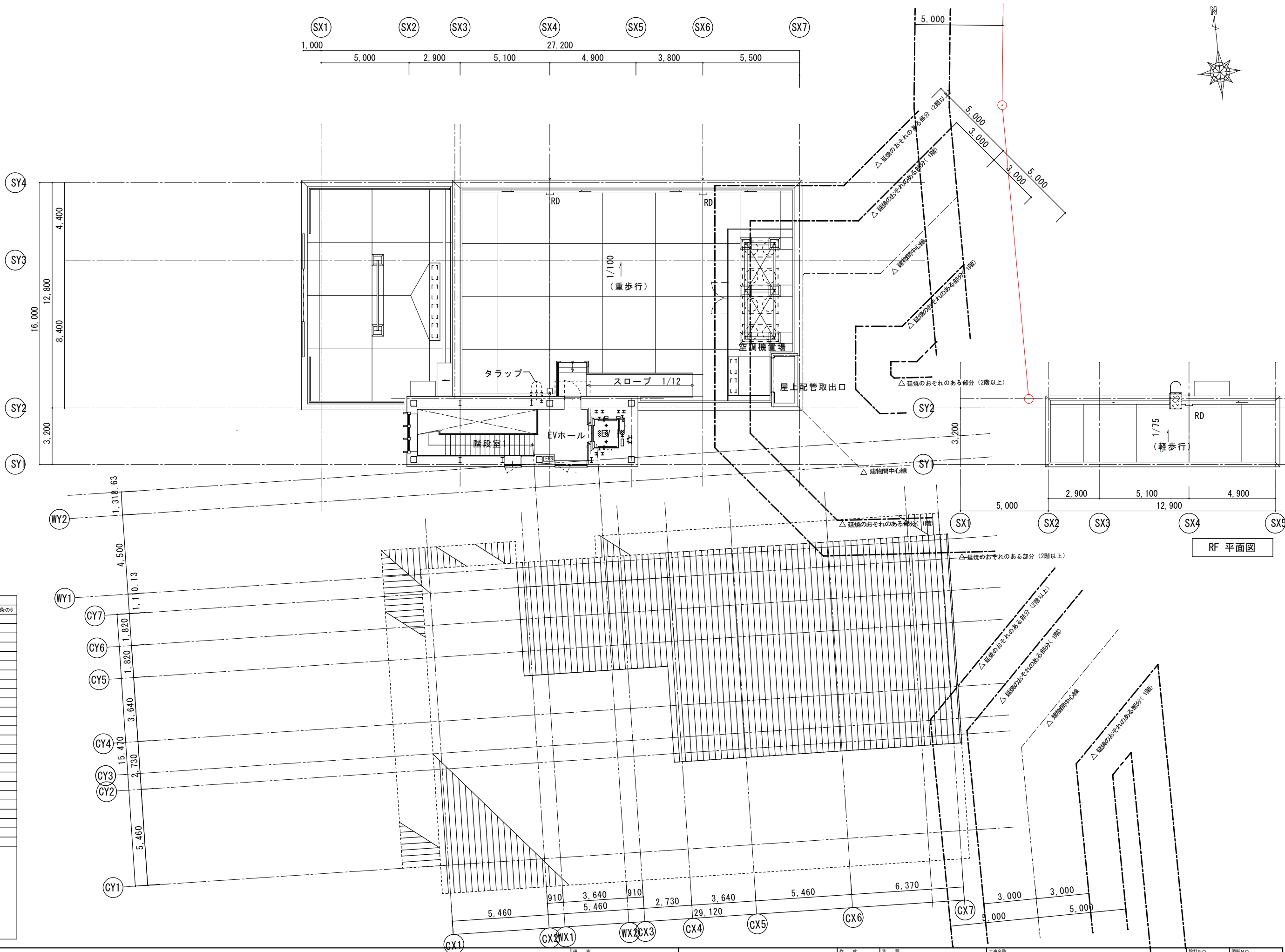
計画建物4
点Eと点Fを結んだ直線を基準線5とする
基準線5を西へ385mm平行移動した線をGX2通りとする
基準線5と直行し点Eを通る直線を基準線7とする
基準線7を南へ2,970mm平行移動した線をGY2通りとする

計画建物5
点Bと点Gを結んだ直線を基準線8とする
基準線8を東へ2,580mm平行移動した線をEvX1通りとする
基準線8と直行し点Gを通る直線を基準線9とする
基準線9を南へ1,635mm平行移動した線をEvY2通りとする

高さ基準図
計画建物1 1FL (TP+20.805)
平均地盤面 (TP+20.540)
平均地盤面: 計画建物1~5に対する、
建築基準法第56条の2の「平均地盤面」
計画建物の地盤面: 建築基準法施行令第2条2項の「地盤面」

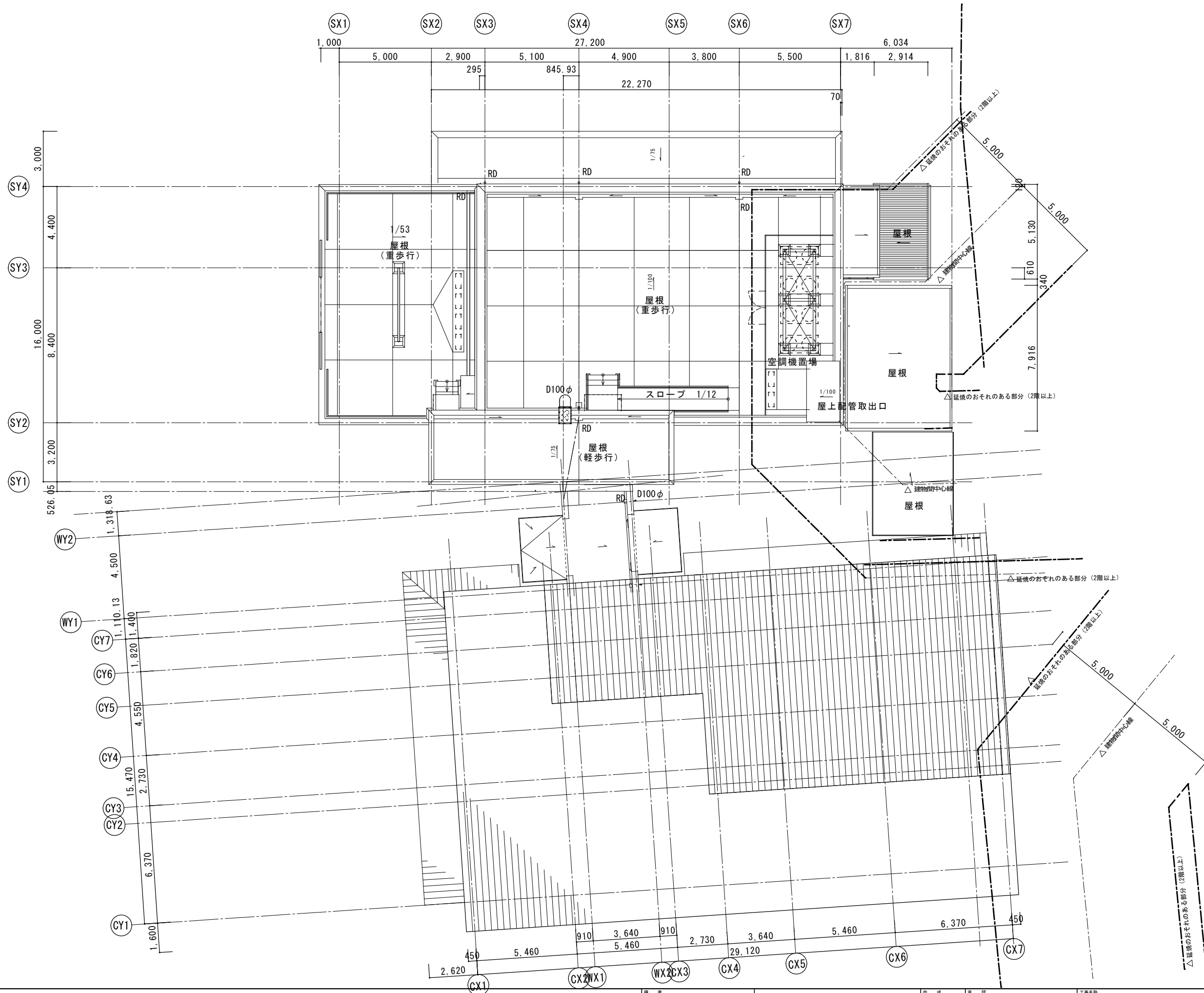


階段室1	
蹴上	180mm以内
踏面	280mm程度
階段幅	1200mm以上
踊場幅	1200mm以上
階段室2	
蹴上	180mm以内
踏面	280mm程度
階段幅	900mm以上
踊場幅	1000mm以上
階段室3	
蹴上	160mm以内
踏面	260mm程度
階段幅	1200mm以上
踊場幅	-



凡 例	
—	防火区画（兼防煙区画）法35条の2 令 第128条の6
—	防火区画（兼防煙区画）法26条 令113条
—	防煙区画（間仕切壁）不燃材
- - -	防煙区画（垂れ壁）H=500 不燃材
■	常時閉鎖式特定防火設備（一号）
●	煙感知器連動閉鎖式特定防火設備（二号）
■	常閉不燃扉
□	排煙窓
○	消防有窓対象開口
▲	排煙ハレータ（FL+1, 200, 連込ハンドル式）
(※, ***)	有効幅寸法（数値以上確保）
 	令 第128条 敷地内の通路
特記事項	
・床高は特記なき限りFL±0	
・排煙区画の開口部は、防煙垂壁H=500以上	
若しくは、垂壁H=300以上＋常閉不燃戸	
・各居室から屋外出口までの避難距離は40m以内	
・自動ドア・電気錠は停電時手動で開放可能	
また、自火報連動して開放可能	
・福祉機能はJIS規格に適合したものを使用	
・家具備品で破線表示は別途工事を示す	

訂正	年	月	日	備 考	株式会社 歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大田豊雄第164276号 中野 和敬 東京都墨田区東平2-14-6ロースビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作 成 R8.01.30 発 行 R8.01.30	承認	工事名称 (仮称) 大塚町総合防災センター整備事業	図面NO	図面NO
									PH 平面図	A1: 1/100 A3: 1/200
									整理NO	A-018 実施設計図



訂正	年	月	日	備 考	株式会社 バデザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大田登録第164276号 中野 和敬 東京都墨田区東平2-14-6 ロータスビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作 成 R8.01.30	承 認			工事名称 (仮称) 大麻町総合防災センター整備事業	設計NO	図面NO
	・	・	・			発 行 R8.01.30	図面名称 屋根伏図	縮 尺 A1:1/100 A3:1/200	整理NO	A-019 実 施 設 計 図		

